

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和6年能登半島地震における教育関係の対応
著者 / 所属	山下 慶洋 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	467号
刊行日	2024-6-27
頁	75-84
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240627.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和6年能登半島地震における教育関係の対応

山下 慶洋

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 教育関係の被害状況等
3. 文部科学省等の主な対応
4. 教育関係の支援事業
5. 国会における主な論議
6. おわりに

1. はじめに¹

令和6年1月1日16時10分に発生した能登半島地震は、石川県の志賀町や輪島市で震度7を記録したほか、能登半島の広い範囲で震度6強や6弱の大きな揺れを観測した²。石川県を始め、新潟県や富山県等における6月4日時点での被害状況は、死者は260人、全半壊した家屋数は2万8,885棟に上っており³、特に能登半島北部の奥能登地域を中心に多大な被害が生じた。また、児童生徒等の人的被害の報告はなし⁴とされているが、国公立の小中学校、高等学校等において、物的被害が報告されている。

本稿では、能登半島地震における教育関係（主として高等学校段階までの初等中等教育関係、以下同じ。）の被害状況や文部科学省等の主な対応、教育関係の支援事業を概観するとともに、国会における主な論議を紹介する。

2. 教育関係の被害状況等⁵

¹ 本稿は、令和6年6月4日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日）。

² 非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」（令和6年6月4日14時00分現在）
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_45.pdf>

³ 非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」（令和6年6月4日14時00分現在）
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_45.pdf>

⁴ 文部科学省「令和6年能登半島地震による被害情報（第40報）」（令和6年5月30日13:30）によれば、「引き続き情報収集中」となっている。

⁵ 文部科学省「令和6年能登半島地震による被害情報（第40報）」（令和6年5月30日13:30）

(1) 物的被害

5月30日時点での国公立の学校施設の物的被害については、石川県を始めとして新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県等11府県に及んでいる。公立学校では小学校481校、中学校217校、高等学校127校など計890校の被害があり、国立学校や私立学校を含めると、計1,024校の被害があった（一部に幼稚園、大学等を含む。）。主な被害状況は、敷地内亀裂隆起や校舎壁ひび割れ、ガラス破損等であった。

(2) 休校・短縮授業、避難所となっている学校

休校・短縮授業となっている学校は、1月9日時点で新潟県、富山県、石川県の国公立の学校施設で計107校となっていたが、富山県内は1月10日に、新潟県内は1月12日にそれぞれ再開され、最後まで休校が残っていた石川県内の公立学校も2月6日に再開された。

避難所となっている学校は、1月9日時点で新潟県や石川県の公立学校（小学校、中学校、高等学校等）で53校に上ったが、5月30日時点では石川県の公立学校で21校となった。

3. 文部科学省等の主な対応⁶

(1) 教職員、スクールカウンセラーの派遣等

石川県輪島市の中学生は1月17日から同県白山市へ、また、珠洲市及び能登町の中学生は1月21日から金沢市へ、それぞれ集団避難を行った⁷。

文部科学省は、石川県及び各都道府県・指定都市と応援教員の派遣者数等を調整した結果、金沢市・白山市の集団避難施設には、教員派遣として、文部科学省職員10人を含む延べ55都道府縣市1独立行政法人の290名が1月26日から3月22日まで派遣された⁸（なお、集団避難先以外では、兵庫県等自治体独自の派遣が行われた⁹）。また、各県市教育委員会からの要望を踏まえ、石川県に36人分、富山県に17人分、新潟市に4人分の教職員の加配措置がそれぞれ行われた（4月15日）¹⁰。

スクールカウンセラーについては、文部科学省、石川県教育委員会、珠洲市・輪島市・能登町教育委員会、石川県臨床心理士会、日本臨床心理士会、日本公認心理師協会が連携して具体的な調整が行われた結果、珠洲市・輪島市・能登町へ延べ22都道府県の約110名（5月14日時点）が1月26日から派遣された¹¹。

2次避難に伴う転入学・一時的な児童生徒の弾力的な受入れのため、文部科学省は、教育委員会への通知やQ&A・フローチャート、あるいは保護者向けのリーフレットの作成

⁶ 令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第2回）文部科学省提出資料（令和6年2月16日）等。

⁷ 輪島市の中学生は3月22日、珠洲市の中学生は3月21日、能登町の中学生は3月上旬までに、それぞれ集団避難を終了した。

⁸ 文部科学省「令和6年能登半島地震による被害情報（第40報）」（令和6年5月30日13:30）

⁹ 兵庫県の「震災・学校支援チーム（EARTH）」、「災害時学校支援チームみやぎ」、「三重県災害時学校支援チーム」、「災害時学校支援チームおかやま」、「熊本県学校支援チーム」の5つの学校支援チームのほか、京都府及び京都市から教職員が派遣されている（『朝日新聞』（令6.3.24））。なお、これら6府県からは計259名が派遣された（第45回災害対策本部員会議資料（令和6年4月2日16:00））。

¹⁰ 文部科学省「令和6年能登半島地震による被害情報（第40報）」（令和6年5月30日13:30）

¹¹ 文部科学省「令和6年能登半島地震による被害情報（第40報）」（令和6年5月30日13:30）

を行うとともに、自治体に対して個別の助言も行った。また、被災により通学困難となった児童生徒のため、都道府県及び市町村が実施するスクールバス等の通学支援として、スクールバスの借り上げ費用や公共交通機関の交通費を補助し、その支援対象に小中学校のほか高等学校を追加した。

（２）子供の環境に応じた学びの継続等への対応

文部科学省は、学習継続方法等を教育委員会に提示するため、学校の再開状況や通信環境の状況など児童生徒を取り巻く環境に応じた方法や工夫、留意点等を整理して示した。

また、1人1台端末等に関し、被災自治体からの要望を文部科学省が受けた結果、Google社を始めとした関係企業の協力により1,500台の端末とWi-Fiルータの無償貸与が行われた。新学年に向けた被災自治体からの要望に対しても対応済みとなった。なお、紛失等した端末の代替機を自治体が購入する際の費用は、文部科学省が災害復旧制度により補助することになった¹²。

さらに、文部科学省は、教科書の無償給与に対する支援や、家計が急変した世帯の児童生徒に対する修学支援を行った。

また、文部科学省は、被災地の子供たちに対する学習支援等を目的として、地方公共団体や地方公共団体と密接に連携する民間団体等が実施する学習・体験活動等を提供する取組への支援を行ったほか、独立行政法人国立青少年教育振興機構は、被災地の子供たちの心身の健康づくりとリフレッシュを図るため、体験活動の機会と場を提供する「リフレッシュ・キャンプ」等を実施した。

（３）本格的な学校再開に向けた施設の早期復旧

学校施設（給食施設含む）の災害復旧として、文部科学省は、仮設寄宿舎や暖房設備、仮設トイレ等の整備や、他施設を仮教室として間借りをを行う場合の借上料も、補助対象に追加した。また、文部科学省による専門家の派遣や、新たに市町とのホットラインを開設する等の技術的支援も行った。

（４）入試関係¹³

地震が発生した1月1日は、高等学校や大学などの入学試験が間近に控えていた時期であった。被災した受検生に対する受検機会を確保するため、文部科学省は、中学校、高等学校等における来年度入学者選抜の実施に当たり、出願期間の延長や出願期間後の受付、提出書類等の簡素化、受検日の延期、追検査の実施等弾力的な対応をするとともに、被災者支援に当たる関係機関等とも連携の上、受検生への周知に努めるよう、都道府県教委等に対して依頼した。

¹² 文部科学省に文書で確認。

¹³ 文部科学省「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の安全確保等について(通知)」(令6.1.4)、文部科学省「令和6年能登半島地震の発生に伴う令和6年度入学者選抜における対応について(通知)」(令6.1.5)、独立行政法人大学入試センター「令和6年能登半島地震に関する令和6年度大学入学共通テストにおける特例措置の実施について」(令6.1.9)、大学入試情報提供サイト<<https://www.mext.go.jp/nyushi/>>

文部科学省等は、大学入学共通テストの追試験会場に金沢大学（石川県）を追加する措置を講じた。また、各大学の個別入試において、被災した受験生への出願期間の延長や別日程での受験への振替など各大学の実情に応じた柔軟な措置を講じることを要請した。さらに、文部科学省に個別入試相談窓口を開設して、各大学の個別入試の出願や受験に際し大きな問題などが生じた場合に連絡を受ける体制も整えた。

4. 教育関係の支援事業

政府は、被災地支援のために令和5年度予算の予備費等から3回にわたり計2,767億円を、また、令和6年度予算の予備費からは1,389億円を、それぞれ支出した。文部科学省の支出については、予備費からではなく、令和5年度予算及び令和6年度予算を基に行われており、教育関係の様々な支援事業（下記の図表1）が実施されている¹⁴。

図表1 令和6年能登半島地震に係る教育関係の支援事業

施策名	施策概要	予算額	
		令和5年度	令和6年度
被災地の子供への学習・体験活動の提供支援（地域と学校の連携・協働体制構築事業）	令和6年能登半島地震の被災地の子供たちに対する学習支援等を目的として、地方公共団体や地方公共団体と密接に連携する民間団体等が実施する学習・体験活動等を提供する取組を支援する。	71億円の内数	71億円の内数
被災した子供たちへの「リフレッシュ・キャンプ」等の実施	被災地の子供たちの心身の健康づくりとリフレッシュを図るため、国立青少年教育施設において、体験活動の機会と場を提供する「リフレッシュ・キャンプ」等を実施する。	79億円の内数	77億円の内数
教職員加配	被災児童生徒に対する学習支援等を行うため、教職員定数の追加措置を行う。（義務教育費国庫負担金（負担率1/3）等による措置）	—	1兆5,627億円の内数
学習指導員・教員業務支援員の追加配置	被災児童生徒に対する学習支援や教員の負担軽減を行うため、公立学校への学習指導員、教員業務支援員の追加配置に必要な経費を支援する。（補助率1/3）	学習指導員： 36億円の内数 教員業務支援員： 55億円の内数	学習指導員： 34億円の内数 教員業務支援員： 81億円の内数
被災により通学困難となった児童生徒の通学支援	（激甚災害に指定された場合）被災により通学困難となった小・中学生及び高等学校生に対して、都道府県及び市町村がスクールバスの運行などの通学支援を行う場合、その一部を補助する。（補助率1/2）	22億円の内数	21億円の内数
スクールカウンセラー等活用事業	被災した児童生徒等の心のケア等を行うため、スクールカウンセラー等の配置に係る経費を支援する。（補助率1/3） また、被災自治体を「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の補助対象に指定。（補助率10/10）	59億円の内数 （補正）7億円の内数	61億円の内数
高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）	高等学校等に在学する生徒等の保護者等が、被災等その他自己の責めに帰すことのできない理由による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合に、授業料を支援する。	4,104億円の内数	4,063億円の内数
高等学校生等奨学給付金（家計急変世帯への支援）	都道府県が低所得世帯への授業料以外の教育費支援として実施する高等学校生等奨学給付金事業について、家計が急変した場合も補助対象とし、国がその経費の一部を支援する。（補助率1/3）	148億円の内数	147億円の内数
高等学校等専攻科の生徒への修学支援（家計急変支援制度）	都道府県が高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して実施する授業料支援について、家計が急変した場合も補助対象とし、国がその経費の一部を支援する。（補助率1/2）	4億円の内数	4億円の内数
高等学校等で学び直す者に対する修学支援（家計急変支援制度）	都道府県が授業料支援として実施する高等学校等に係る学び直し支援事業について、家計が急変した場合も補助対象とし、国がその経費を支援する。（補助率10/10）	3億円の内数	3億円の内数
小・中学生の就学援助	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助（国は援助を実施する市町村に対しその経費の一部を補助）。	5億円の内数	5億円の内数
特別支援教育就学奨励費	法律及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。	135億円の内数	132億円の内数
医療的ケア看護職員配置事業	被災の状況等を踏まえ、これまでの医療的ケア看護職員の配置方法を変更する場合に、その配置方法の変更のために追加で要する経費を支援	33億円の内数	40億円の内数
学校保健推進体制支援事業	被災した児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭や栄養教諭の資格を有する人材等を学校に派遣する経費を支援する。	0.4億円の内数	1億円の内数
私立大学等への授業料減免等支援	被災した学生の修学機会の確保	（補正）0.5億円の内数	被災した学生の就学機会を確保するため授業料の減免等を実施

¹⁴ 令和6年5月1日時点。なお、文化関係については、予備費から支出されているものもある。

			した私立大学等の取組に対し、その一部を補助することとなるため、5月1日時点では未定
教育の質の向上を図る学校支援経費（教育相談体制の整備）	都道府県が私立高等学校等におけるスクールカウンセラー等の活用について助成を行う場合、その一部を補助	19億円の内数	17億円の内数
私立小・中学校等への授業料減免等支援	被災し家計急変となった児童生徒への授業料減免支援（都道府県が要した経費の一部を補助）	10億円の内数	7億円の内数
国立高等専門学校授業料等減免	被災した国立高等専門学校の学生の修学機会の確保	628億円の内数	629億円の内数
国立大学法人授業料等免除	被災した学生の修学機会の確保	1兆784億円の内数	1兆784億円の内数
独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金の緊急採用・応急採用及びJASSO災害支援金の支給	被災した学生等の修学機会の確保	緊急採用（無利子奨学金）： 1,003億円の内数 応急採用（有利子奨学金）： 5,869億円の内数 ※JASSO災害支援金は寄附金で対応	緊急採用（無利子奨学金）： 974億円の内数 応急採用（有利子奨学金）： 5,256億円の内数 ※JASSO災害支援金は寄附金で対応
高等教育の修学支援新制度の家計急変採用	被災した学生等の修学機会の確保	5,311億円の内数	5,438億円の内数
公立学校施設災害復旧	公立学校施設災害復旧は、被災した公立学校施設の復旧について、設置者に対し補助を行うもの。	5億円の内数 （補正）13億円の内数	4億円の内数
私立学校施設災害復旧	激甚災害（本激）に指定された場合、災害によって生じた私立学校施設の被害を復旧するための災害復旧等	（補正）6億円の内数	—
公立社会教育施設災害復旧	激甚災害（本激）に指定された場合、災害によって生じた公立社会教育施設の被害を復旧するための災害復旧等	（補正）10億円の内数	—
国立大学法人施設災害復旧	国立大学法人施設の災害復旧	—	239億円の内数
国立高等専門学校施設災害復旧	国立高等専門学校施設の災害復旧	—	23億円の内数
学校ICT環境の災害復旧	被害があった学校におけるICT環境（学習者用・指導者用端末、ネットワーク環境等）の復旧	5億円の内数 （補正）13億円の内数	4億円の内数
国立大学法人等設備災害復旧	教育研究設備の復旧	—	国立大学法人等設備災害復旧の補助対象となった場合に、大学等に対しその経費の一部を補助することとなるため、5月1日時点では未定
国立高等専門学校設備災害復旧	被災した国立高等専門学校の教育設備の復旧に必要な経費の支援	—	国立高等専門学校設備災害復旧の補助対象となった場合に、国立高等専門学校に対しその経費の一部を補助することとなるため、5月1日時点では未定
私立学校教育研究活動復旧費（私立大学等）	激甚災害（本激）に指定された場合、被災により教育研究活動が損なわれることが無いよう、必要な支援を行うため、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立の大学等を設置する学校法人に対し、教育研究活動の円滑かつ迅速な再開に向けた取組に対して、その一部を補助	—	私立学校施設災害復旧の補助対象となった私立の大学等を設置する学校法人が行った取組に対し、その一部を補助することとなるため、5月1日時点では未定
私立学校教育研究活動復旧費（高等学校等）	激甚災害（本激）に指定された場合、被災により教育活動が損なわれることが無いよう、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（広域通信制課程を除く）、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、教育活動の円滑かつ迅速な再開に向けた取組に対して補助を行った場合、国から都道府県に対して経費の一部を補助	—	私立学校施設災害復旧の補助対象となった私立の学校を設置する学校法人に対して、都道府県が補助した場合に、その経費の一部を補助することとなるため、5月1日時点では未定

（出所）文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部の作成資料を一部加工

5. 国会における主な論議

教育関係の被災地支援等に関し、第213回国会において、主として以下のような論議が行われた。

(1) 被災した地域における教職員の加配¹⁵措置の必要性

被災した関係でその地域を離れる子供たちが多くおり、このまま子供が減って教職員も減ることが想定される中で、教職員の加配定数も担保されるのか問われた¹⁶。

盛山文部科学大臣は、被災した児童生徒に対するきめ細かな学習支援や心のケアなどのための指導体制の整備について、被災各県等の要望を踏まえつつ、継続的に取り組むことが極めて重要であるとし、令和6年能登半島地震への対応のための教職員の加配定数についても、被災県などの要望どおり措置を行う予定であり、引き続き、被災地からの要望を丁寧に伺いながら必要な支援に努めていく¹⁷旨答弁した¹⁸。

(2) 被災地で活動する学校支援チームへの評価と国による支援の必要性等

他府県から石川県の学校の支援に入っている¹⁹中、この学校支援チームをどのように評価し、これからどのような方向で進めていくべきと考えているのか見解が問われた²⁰。また、この学校支援チームを地方の教職員にだけ任せていいのか、国がそのようなチームを支援する、あるいは各地のチームを編成するための支援を行う考えはないのかについても問われた²¹。

盛山文部科学大臣は、大規模自然災害が発生した場合に、被災地における学校教育活動の早期再開や、避難生活中の子供たちの学習面、メンタル面のサポート、学校施設の安全性確保等のため被災地からの要望に対し総合的な支援を行うことが必要であるとした上で、兵庫県を始めとする6府県による自主的な取組も参考に、発災から学校再開までを継続的に支援するための方策についてどのような形が考えられるのか、文部科学省として検討を進めている旨答弁した²²。また、岸田総理大臣も、文部科学省において、自治体の取組も参考にしながら、国としてどのようなことが更にできるのか検討していく旨述べた²³。なお、この点について、教員や心理学の専門家、大学、NPO等官民連携による支援チーム、教

¹⁵ 学校数、学級数、児童生徒数に基づいて都道府県ごとの定数を算定した基礎定数と、教育上、特別な配慮が必要な場合等に予算措置で配置される加配定数があり、後者は、指導方法工夫改善（TT（チーム・ティーチング）、専科指導等）、児童生徒支援（いじめ・不登校対応等）などの加配がある。

¹⁶ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第3号（令6.3.22）

¹⁷ 3.（1）参照

¹⁸ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第3号（令6.3.22）

¹⁹ 前掲注9参照

²⁰ 第213回国会参議院予算委員会会議録第15号（令6.3.27）

²¹ 第213回国会参議院予算委員会会議録第15号（令6.3.27）

²² 第213回国会参議院予算委員会会議録第15号（令6.3.27）

²³ 第213回国会参議院予算委員会会議録第15号（令6.3.27）

育版DMAT²⁴を創設すべきとの提案もあった²⁵。

（３）集団避難に係る一定の方針・ルールを作成する必要性

集団避難について、本来の中学校在籍の先生方と応援に駆けつけた先生方が発災後の非常に難しい時期と一緒に運営していく上で、一定の統一された方針やルールがあった方が良かった上で、今回の集団避難の経験を生かして、指針等を作成する重要性について認識が問われた²⁶。

文部科学省は、集団避難先で子供たちが一定の規律の下で学習や生活を確保することが重要であり、石川県内の各施設では避難している中学校の管理職が運営の責任者として位置付けられ、日々の変化に柔軟に対応しつつ、集団避難施設の運営が適切なマネジメントの下で行われるよう努めていると認識していたとした上で、こうした集団避難先の運営方法は被災地の自治体において整理される必要があるため、集団避難先における適切な運営が行われるよう、引き続き必要な助言を行うとともに、今後の対応に生かしていけるよう、状況を把握していく旨述べた²⁷。

（４）防災教育に対する国の関与

これまで小中学校などを始めとして防災教育が具体的にどのように実施されてきたのか、また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の経験も踏まえ、国としてどのように具体的な防災教育の充実を図るべく関与してきたのかについて問われた²⁸。

文部科学省は、教師用の指導資料の作成、学校における防災教育の実践事例の紹介などを通じて防災教育を推進しているところであり、また、これまでの阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の経験を踏まえ、学習指導要領の改訂ごとに防災教育の充実を図ってきているとした。さらに、平成23年の東日本大震災後の平成24年に学校安全の推進に関する計画を初めて閣議決定し、現在はその第三次計画により充実を図っているとした。加えて、学校においては、学校保健安全法に基づく防災を含む安全教育を計画的に実施し、地域の実情や状況を踏まえた防災教育を実施しているところ、自治体の実践的な防災教育の取組を支援するとともに、災害の教訓を踏まえて指導資料を更に改定していくこと、あるいは教師向けのセミナーの開催などにも取り組み、引き続き防災教育を推進していく旨答弁した²⁹。

（５）指定避難所としての活用を前提とした体育館等の位置付け

²⁴ 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の頭文字を略して「DMAT（ディーマット）」と呼ばれ、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義される。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成されており、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、おおむね48時間以内から活動できる機動性を持つ。

²⁵ 第213回国会衆議院予算委員会会議録第3号26頁（令6.2.5）

²⁶ 第213回国会衆議院予算委員会第四分科会議録（文部科学省所管）第1号49頁（令6.2.27）

²⁷ 第213回国会衆議院予算委員会第四分科会議録（文部科学省所管）第1号50頁（令6.2.27）

²⁸ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第3号（令6.3.22）

²⁹ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第3号（令6.3.22）

災害対策基本法で置かなければならないとされる指定避難所である体育館や公民館等については、災害を前提にした整備をしておくという考え方が重要ではないかと問われた³⁰。

岸田総理大臣は、避難所としての活用が想定される施設等について、防災機能等を強化することは国土強靱化という観点からも重要であるとした上で、国土強靱化基本計画では災害時に避難所としての機能を果たす施設等について耐震化を進めるとされ、また、防災基本計画や避難所の取組指針では指定避難所について平時から空調設備や自家発電設備等の防災機能設備の整備に努めることとされており、関係省庁の各種補助制度等を活用して充実強化を図るよう自治体の取組を促しているところであり、引き続き、避難所として活用される施設の防災機能の強化に政府としてしっかりと取り組む旨答弁があった³¹。

（6）学校体育館の空調設備の設置が進まない理由と設置に係る支援の延長の必要性等

災害時の避難所になる体育館の空調設備の設置状況について、小中学校の設置状況は全国平均は11.9%であるが、能登半島地震で被災した新潟、富山、石川、福井の各県はそれぞれ1.2%、0.6%、1.1%、1.3%とほぼ全ての体育館に空調設備がないところ、なぜ体育館の空調設備の設置が進んでいないのかについて問われた³²。

盛山文部科学大臣は、学校の施設は、子供の学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割も果たす観点から、空調設備の整備は重要であるとし、公立小中学校の施設について、子供が長い時間を過ごす教室への空調設備の整備を優先して支援してきたとした。そして、体育館への整備率は全国的に低い状況である一方で、体育館への空調設備の整備を進めていくためには、各学校を設置する自治体自らがその整備を判断しなければならないため、文部科学省がその判断を後押しするべく、令和5年度から令和7年度までの間、体育館への空調設備の新設につき、断熱性の確保を前提に国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げているとした³³。

また、上記の国の支援措置が令和7年度までであるところ、この措置の延長の必要性が問われた³⁴。

岸田総理大臣は、災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、学校体育館の空調設備の設置は重要であると認識しているとしつつ、この措置は、「防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策」の中で、学校施設環境改善交付金による補助率の引上げや手厚い地方財政措置を伴う緊急防災・減災事業債により支援しているもので、令和8年度以降におけるこの措置の延長は、空調設備の設置状況を始めとした5か年加速化対策の状況等を踏まえて今後検討していくことになる旨答弁した³⁵。

なお、体育館の空調設備の設置が進まない理由に、面積が大きい体育館は空調の光熱費が高くなるため、空調設置をためらうという声を公立学校の設置者である自治体から多く

³⁰ 第213回国会参議院予算委員会会議録第13号（令6.3.25）

³¹ 第213回国会参議院予算委員会会議録第13号（令6.3.25）

³² 第213回国会衆議院文部科学委員会会議録第3号（令6.4.3）

³³ 第213回国会衆議院文部科学委員会会議録第3号（令6.4.3）

³⁴ 第213回国会参議院予算委員会会議録第10号（令6.3.15）

³⁵ 第213回国会参議院予算委員会会議録第10号（令6.3.15）

聞くとし、たとえ設置できても、使用制限をかけている学校もあるとも聞くとの指摘もあった³⁶。

この点に関連し、松本総務大臣は、学校体育館のエアコンの光熱費については、文部科学省とも連携し、今後のエアコンの設置状況の進捗や実際の財政需要を踏まえつつ、適切に対応していくと考えているとした³⁷。また、盛山文部科学大臣からも、総務省と連携しながら対応していきたいと考えている旨答弁があった³⁸。

(7) 災害時に避難所となる公立小中学校のバリアフリー化の進捗が芳しくない理由

政府の整備目標によれば、令和7年度末までに、避難所に指定されている全ての学校にバリアフリースイッチを整備、スロープ等による段差解消は全ての学校に整備、エレベーターは要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備するとなっている。令和4年9月現在における石川県内の公立小中学校の校舎、屋内運動場のバリアフリー化状況³⁹は、避難者の割合が高い奥能登の2市2町(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)で、一般に避難所として使われる屋内運動場のバリアフリースイッチ設置率は0%~67%、建物内の段差解消で0%~67%、また、校舎内のバリアフリースイッチ設置率も25%~44%、校舎内の段差解消は0%~75%とそれぞれなっていたところ、その現状認識が問われた⁴⁰。

盛山文部科学大臣は、学校の施設は、障害のある児童生徒等にとっても支障なく安心して学校生活を送ることができるようにすることに加え、災害時に避難所としての役割を果たすという観点からもバリアフリー化を進めていくことが大変重要であるとした上で、文部科学省においては、令和3年度より既存施設のバリアフリー化工事の補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなど、学校設置者に対する支援の充実に取り組んでいるとした。他方で、令和4年9月時点の調査結果を見ると、令和7年度末までの整備目標の達成に向けて更なる取組の強化が必要である状況にあり、引き続き、各学校設置者の取組の実態把握を行いつつ、その取組を後押しするために国として必要な支援に努めていくとの答弁があった⁴¹。

また、補助率を引き上げる等の取組を行っているにもかかわらず、バリアフリー化の進

³⁶ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第3号(令6.4.3)

³⁷ 第213回国会参議院予算委員会議録第10号(令6.3.15)

³⁸ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第3号(令6.4.3)

³⁹ 全国の公立小中学校のバリアフリー化の状況及び令和7年度末までの整備目標は、以下の図表のとおり。なお、令和4年9月時点で、学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は25%となっている(文部科学省「学校施設のバリアフリー化の推進」<https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_0003.html>)。

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標
バリアフリースイッチ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当
	屋内運動場	36.9%	41.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する
	昇降口・玄関等から教室等まで	屋内運動場	74.4%	
		校舎	57.3%	
		屋内運動場	57.0%	
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当
	屋内運動場	65.9%	70.5%	

⁴⁰ 第213回国会参議院文教科学委員会議録第2号12頁(令6.3.19)

⁴¹ 第213回国会参議院文教科学委員会議録第2号12~13頁(令6.3.19)

捗が芳しくない理由についても問われた⁴²。

文部科学省は、学校施設のバリアフリー化の取組状況には地域差があり、令和7年度末までの整備目標達成に向けて取組の遅れている地域を中心として取組の加速が必要であるとしつつも、施設整備の主体である学校設置者においては、老朽化施設の大規模改修に合わせて工事实施を予定しており早期着手が難しい、バリアフリー化を含めた課題が山積している中で予算確保が難しいなどの意見があると認識しているとした。その上で、先進地域の事例周知や取組の遅れが見られる自治体へのヒアリングを行い、バリアフリー化改修工事に係る取組の加速を促しているところであり、今後さらに各学校設置者の事情を把握してきめ細かい支援に努めていく旨答弁した⁴³。

6. おわりに

令和6年能登半島地震における被災地での教育関係の対応は、これまでの平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震などの経験や教訓等を踏まえて行われたと考えられるが、発生時期や発生場所など前提条件等が様々であることもあり、一概に同様の対応を行うことができない側面もあったと思われる。

しかし、国会における論議を踏まえれば、地震や豪雨等の災害に毎年のように見舞われる我が国では、避難所となる学校体育館に災害時を想定した高い防災機能を持たせておくことが求められると言えよう。その上で、子供たちの学びを止めないためにも、学校支援チームが迅速に活動できるよう、これまでの自治体の活動を踏まえた教育版DMA T創設についての検討を進めていく必要がある。

また、どのようなタイミングで災害に遭うか分からない中、その時点での的確な判断と行動が自らの命を守れるかどうかの境目になるかもしれないため、どの学年の児童生徒であったとしても防災教育で様々な知識や知恵を学び、避難訓練等も通じて、いざという時に冷静沈着に対応できる術（すべ）を身に付けておくことができるよう、今後とも防災教育の一層の充実、強化が欠かせない。

令和6年1月30日の岸田総理大臣の施政方針演説⁴⁴では、今回の地震に際して「能登はやさしや土までも」という言葉の引用があった。この言葉は、人はもとより土までも優しいという農の風土を表すとともに、能登の人は素朴で温かいという意味があるとされる。そうした地域であっても自然災害の脅威に抗えるわけではなく、今後、全国各地において、いかなる災害に見舞われようとも、将来を担う子供たちへの教育に対し、可能な限り平時と同じ体制が迅速に継続できるようにしておくことが、これからも引き続き求められる。

(やました よしひろ)

⁴² 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第2号13頁（令6.3.19）

⁴³ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第2号13頁（令6.3.19）

⁴⁴ 「第二百十三回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説」〈https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0130shiseihoshin.html〉